

原議保存期間	30年(令和35年12月31日)
施行文書保存期間	30年(令和35年12月31日)

交 規 甲 達 第 3 0 号
令 和 5 年 7 月 2 6 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県公安委員会が行う交通規制の除外対象車両の取扱いについて（通達）

- 対号1 平成27年7月31日付け交規甲達第23号「石川県公安委員会が行う交通規制の除外対象車両の取扱いについて（通達）」
- 対号2 令和3年12月1日付け交規甲達第49号「通行禁止道路の除外・許可取扱要領の全部改正について（通達）」
- 対号3 令和3年12月1日付け交規甲達第50号「駐車禁止・時間制限駐車区間道路の除外・許可取扱要領の全部改正について（通達）」

石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う交通規制の対象から除外する車両の取扱いについては、石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）及び対号に基づいて運用してきたところであるが、この度、細則の一部が改正されたこと等に伴い、次のとおり取り扱うこととしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、対号1は廃止する。

記

第1 交通規制対象除外車両

公安委員会が行う交通規制の対象から除く車両は、次のとおりである。

1 道路標識等による交通規制の対象から除く車両

警衛列自動車及び警護列自動車については、その業務の特殊性から、公安委員会の交通規制の対象から除くこととする。警衛列自動車及び警護列自動車とは、警衛対象者、警護対象者及びその随員の乗車する自動車の一団が、警察用自動車により誘導又は追隨の形で警衛・警護されている場合における警察用自動車を含めた全ての自動車列をいう。

2 最高速度の規制対象から除く車両

警察用車両の最高速度については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）では、専ら交通の取締りに従事する自動車（以下「交通取締車」という。）であっても、最高速度の違反の車両等を取締中の緊急自動車を除いては、最高速度の規定（法第22条）の適用を除外する規定がない。したがって、交通取締車であっても、公安委員会の最高速度の規制（以下「指定最高速度」という。）に従わなければならないので、これらの車両をあらかじめ指定最高速度の対象から除外し、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第11条に定める高速自動車国道の本線車道以外の道路は、60キロメートル毎時を最高速度とし、令第27条に定める高速自動車国道の本線車道は、自動車の区分に従い定められた最高速度とする。ただし、指定最高速度が令で定める最高速度を超えているときは、指定最高速度を交通取締車にも適用するものである。

なお、交通取締車が指定最高速度の規制の対象から除かれたのは、指定最高速度の規制区間内において、速度違反の車両等を追尾する場合の適応性を担保するためのものである。

3 車両通行禁止規制の対象から除く車両

車両通行禁止規制の対象から除外する車両は、次に掲げる規制標識を用いた交通規制の対象となる車両をいい、除外される規制は、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」及びこれらの規制に関連する「指定方向外進行禁止」の標識を用いた規制であり、「一方通行」の規制は含まれない。

(1) 犯罪の捜査、警ら、交通の取締り、警備、交通の管理その他公共の安全と秩序の維持に係る警察活動に使用中の車両

「犯罪の捜査、警ら、交通の取締り、警備、交通の管理その他公共の安全と秩序の維持に係る警察活動」とは、警察の責務として警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に定める「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持」を遂行する警察活動を例示したものであり、単なる事務連絡や会議等の行政上の用務に使用中の車両は含まれない。

(2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に規定する犯罪の捜査に使用中の車両 刑事訴訟法第190条に基づく特別司法警察職員又は同法第191条に基づく検

察官及び検察事務官が行う犯罪捜査に使用する車両で、上記(1)の警察活動に使用する車両以外のものをいう。

- (3) 急病人の搬送又は治療、災害の防止又は救援その他人の生命、身体又は財産の保護に係る緊急やむを得ない理由により、細則第5条第2項の規定による通行禁止除外車の指定又は法第8条第2項の規定による警察署長の許可を受けるいとまのない車両

ア 「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、多数の遭難者を伴う船舶の沈没等、大規模な事故をいう。

イ 「緊急やむを得ない理由」とは、急病人の搬送、治療のほか、人命の救助、消防、犯罪の防止等の理由が挙げられる。

- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条に規定する選挙運動又は同法第14章の3に規定する政治活動に使用する車両で、当該目的のために使用中の車両

公職選挙法に規定する選挙運動又は政治活動に使用する車両で、当該目的のために使用中の車両をいい、その他運動員などの乗車する車両等は含まれない。

- (5) 道路の維持管理に使用中の車両

対象車両は、道路を維持若しくは修繕し、又は道路標示等を設置するために必要な特別の構造又は装置を有する自動車で公安委員会に届出をした車両及び道路管理者が道路の損壊箇所等を発見するため使用する目的で公安委員会の指定を受けた自動車とする。

- (6) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した「通行禁止除外指定車標章」を掲出しているもの

ア 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物の集配に使用中の車両

郵便法第2章に規定する郵便物を集配する車両をいい、小包等を集配する車両又は郵便物と小包等の混載車両は含まない。

イ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達に使用中の車両

電気通信事業法附則第5条に規定する事業者が行う電報の配達に使用する車両をいい、これ以外の電報と称する事業に使用する車両は含まない。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物の収集に使用中の車両

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物

の収集に使用する塵芥車等専用の車両をいい、その他産業廃棄物等を収集する車両や一般家庭において行う一時的な廃棄物の収集のための自動車は含まない。

エ 電信、電気、電話、水道又はガスの工事に使用中の車両

緊急を要する工事でなくても、電気、電信、電話、水道、ガス等ライフラインの工事に使用する車両とする。

オ 総務省設置法（平成11年法律第91号）に基づく電波の監視に使用中の車両

総務省設置法第4条第65号に基づく不正電波監視業務のために使用する車両をいい、特別の装置の有無を要しない。

カ 執行官法（昭和41年法律第111号）に規定する執行官の強制執行に使用中の車両

執行官法第1条第2号に基づく執行官の強制執行に使用する車両をいう。

キ 不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する登記官の調査に使用中の車両

不動産登記法第29条に基づく登記官の不動産調査に使用する車両をいう。

ク 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する狂犬病予防措置に使用中の車両

狂犬病予防法第6条に規定する犬を捕獲する際に使用する車両をいう。

ケ 水防法（昭和24年法律第193号）又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する災害防止のための監視又は調査に使用中の車両

水防法第9条に基づく河川等の巡視に使用する車両又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条に基づく急傾斜地調査等に使用する車両をいう。

コ 医師の緊急往診又は緊急手当に使用中の車両

(ア) 「医師」とは、医師法（昭和23年法律第201号）に基づく医師免許を持つ者のみをいい、現に患者の診察などの医療行為に従事している者をいう。

(イ) 「緊急往診又は緊急手当」とは、原則として社会通念に照らして診察又は治療の緊急性を有し、遅延することにより人の生命、身体に影響を及ぼすと客観的に認められる場合をいい、定期往診等で緊急性のない場合は含まれない。

サ 放置車両の確認及び標章の取付けに使用中の車両

法第51条の8に基づく放置車両の確認事務及び標章の取付けに関する事務を委託された法人が委託事務の執行に使用する車両をいう。

シ 患者輸送車又は車いす移動車で、当該用務に使用中の車両

対象車両は、歩行が困難な者を輸送するための専用の車両をいい、患者搬送用の寝台又は車いす固定装置と乗車設備の座席と兼用できる車両は含まない。

具体的には、自動車検査証の「自動車の種別」の欄に「特種」と記載され、「車体の形状」の欄に「患者輸送車」、「車いす移動車」又は「身体障害者輸送車」と記載された車両をいう。

ス 報道機関が緊急取材に使用中の車両

事件又は事故等の緊急の取材のために使用する車両をいう。

4 停車及び駐車禁止の規制から除く車両

(1) 緊急自動車

緊急自動車は、緊急用務遂行のため停車及び駐車を禁止している場所に駐停車しようとする場合、法令上何らかの特例も設けていないことから、駐停車できないことになる。よって、当該緊急用務遂行のため使用中の車両で、停車及び駐車を禁止する場所に駐停車する必要があるときは、赤色の警光灯を点灯させることを条件にして、本規制から除外する。

(2) 専ら交通の取締りに従事する自動車

交通取締車は、停車及び駐車を禁止する場所においても、必要により駐停車して業務を遂行する必要が認められることから、本規制から除外する。

5 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制から除く車両

本規制を除外されるには、該当車両を駐車するときに、その道路・区間が車両通行禁止規制道路・区間である場合、その通行を認められている車両であることが必要である。

(1) 前記3及び4に掲げる車両

車両通行禁止規制、停車及び駐車禁止の各規制を除外される車両は、本規制も除外される。

このうち、電信、電気、電話、水道又はガスの工事に使用中の車両で、前記3の通行禁止除外指定車標章を取得している車両にあつては、現に緊急工事の業務に使用中のものに限って除外する。

「緊急工事」とは、事前から予定された計画的な工事を指すのではなく、当該施設が破壊され、又は故障したことにより、住民の生活又は経済活動に重大な支障を及ぼし、又は付近住民等へ危険を及ぼすことになり、早急に修復することが必要と認められる工事をいう。

(2) 犯罪の捜査、警ら、交通の取締り、警備、交通の管理その他公共の安全と秩序の維持に係る警察活動の目的のために現に停止を求められた車両

警察目的のために使用中の車両は、前記(1)により、本規制を除外されているが、職務遂行上など、何らかの理由で警察官又は交通巡視員に現に停止を求められ、停車又は駐車せざるを得ない車両についても除外するものとする。

(3) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会の交付した駐車禁止除外指定車標章を掲出しているもの

本項目の車両に掲出するための標章は、下記に該当する身体障害者等本人に対して、その者が使用する車両に掲出するためのものとして交付する。対象者は、旧自治省通達「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」（昭和45年3月31日付け自治府第31号）及び厚生労働省通達「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」（平成9年3月27日付け障第125号）に示された税の減免の対象等に鑑み、原則として次に掲げる者をいう。

なお、各自治体では、前記通達を基準にして独自に自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免基準を定めているものであるが、駐車禁止除外指定車標章が他の都道府県においても有効とされることから、全国的な統一性を期すため、自治体独自の基準による税の減免対象者ではなく、国が示した基準による税の減免対象者を身体障害者等で歩行困難な者として定めるものとする。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、細則別表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、細則別表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの

ウ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号）第3・1(1)に定める重度の障害を有するもの

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及

び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に定める
1級の障害を有するもの

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する医療受給者証の交付を受けている者

色素性乾皮症患者に限るもので、色素性乾皮症とは、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病のひとつであり、児童福祉法第19条の3第3項に規定する支給認定を受けている者で、紫外線による影響から身体を保護する必要がある者をいう。

第2 申請の受理、交付等

交通規制対象除外車両の申請の受理、標章の交付等の手続及び要領等は、対号2及び3による。

第3 違反者に対する指導・取締り

交通規制除外措置が極めて限定的であることから、除外標章の不正使用等の違反行為については、住民の間に著しい不公平感を与えかねないことを踏まえて、厳正に対処すること。ただし、取締りに当たっては、次の点に留意すること。

1 次に掲げる場合については、原則として指導・警告をもって対応し、これに従わない場合には取締りを行うこと。

- (1) 単に、標章の掲出方法が適切でない場合
- (2) 有効期限を過ぎて間がない場合（おおむね2週間程度）
- (3) 除外標章の交付を受けた身体障害者等の歩行困難者又は色素性乾皮症患者が現に使用している車両の駐車場所や駐車方法が適正でない場合

2 次に掲げる場合の取締りについては、積極的に実施するものとし、取締りを実施する際は、交通規制課及び交通指導課に通報すること。

- (1) 除外標章の交付を受けた者以外の者が、交付目的以外に使用している場合
- (2) 除外標章を偽造して使用している場合